

資料

1 目黒区男女が平等に共同参画する社会づくり条例

平成14年3月
目黒区条例第1号

目次

前文

第1章 総則（第1条―第7条）

第2章 基本的施策（第8条―第12条）

第3章 目黒区男女平等・共同参画審議会（第13条―第20条）

第4章 目黒区男女平等・共同参画オンブズ（第21条―第30条）

第5章 雑則（第31条）

付則

基本的人権と法の下での平等は、日本国憲法がすべての人に保障する権利である。人権と平和の尊重は目黒区の基本理念でもあり、その実現のために男女が平等に参画する社会づくりの推進を施策の基本方針としている。

これまでも、目黒区は、男女平等の実現に向けて先進的な取組を行ってきたが、いまだなお、固定的な役割分担意識や社会的な慣行、性別による差別的な取扱いが解消されておらず、一層の積極的な取組が求められている。

目黒区が、既に少子高齢社会が進行している都市として、将来にわたり豊かで活力のある地域社会であるために、男女が個人として尊重され、共に責任を分かち合うとともに、自らの意思によって、その能力を発揮し、家庭、地域、職場などあらゆる分野において共同参画する社会を形成することが重要である。

目黒区、事業者及び区民は、男女が平等に共同参画する社会について理解と認識を深め、その実現のために協働していかなければならない。

私たちはここに、国や国際社会とも呼応し、男女が平等で、あらゆる分野に共同参画し、すべての人々の人権が尊重される豊かな地域社会を実現することを決意し、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、男女が平等に共同参画する社会づくりの推進に関し、その基本理念を定め、目黒区（以下「区」という。）、事業者及び区民の責務を明らかにし、区の施策の基本的事項を定めることにより、男女が平等に共同参画する社会づくりを総合的かつ計画的に推進し、もって区民一人一人の人権が尊重され、性別による差別のない、真に男女が平等に共同参画することのできる豊かで活力ある地域社会を実現することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 男女が平等に共同参画する社会づくり 男女が、性別により差別的な取扱いを受けることなく、

個人として尊重され、個性と能力を發揮し、社会の対等な構成員として、自らの意思によって家庭、地域、職場などあらゆる分野における活動に共同参画し、かつ、責任を分かち合う社会を形成することをいう。

(2) 事業者 営利、非営利等の別にかかわらず、区の区域内（以下「区内」という。）において事業活動を行うすべての個人、法人及び団体をいう。

(3) 区民 区内に住み、若しくは勤務し、又は区内で学ぶすべての個人をいう。

（基本理念）

第3条 男女が平等に共同参画する社会づくりは、次の基本理念にのっとり、その推進が図られなければならない。

(1) 男女の個人としての人権が尊重され、性別により直接的、間接的に差別的な取扱いを受けない社会を実現すること。

(2) 固定的な性別役割分担に基づく社会制度や慣行が解消され、男女が性別にかかわらず、個人の個性や能力を發揮し、その意欲や希望に沿って家庭生活と社会生活の両立ができるよう、その責任を対等に分かち合うこと。

(3) 男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって家庭、職場、地域において、意思決定及び政策決定の過程に平等に共同参画すること。

(4) 教育の場において男女の平等な共同参画を推進すること。

(5) 区民は、国籍、性別、年齢にかかわらず、この条例に定める権利を有すること。

（区の責務）

第4条 区は、基本理念にのっとり、男女が平等に共同参画する社会づくりの推進を主要な政策と位置付け、施策を策定し、総合的かつ計画的に推進するものとする。

2 区は、国及び他の地方公共団体と連携して、男女が平等に共同参画する社会づくりを推進するものとする。

3 区は、男女が平等に共同参画する社会づくりを推進するための施策を総合的かつ計画的に推進するために、必要な体制の整備及び財政上の措置を講ずるものとする。

（事業者の責務）

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、男女が平等に共同参画する社会づくりについての理解と認識を深め、区が行う施策に協力するとともに、事業活動を行うに当たり、男女が平等に共同参画する社会づくりの推進に努めるものとする。

（区民の責務）

第6条 区民は、基本理念にのっとり、男女が平等に共同参画する社会づくりについての理解と認識を深め、区が行う施策に協力するとともに、男女が平等に共同参画する社会づくりの推進に主体的に努めるものとする。

（区、事業者及び区民の協働）

第7条 区、事業者及び区民は、男女が平等に共同参画する社会づくりを協働して推進するものとする。

第2章 基本的施策

（推進計画）

第8条 区長は、男女が平等に共同参画する社会づくりを総合的かつ計画的に推進するため、男女平

等・共同参画推進計画（以下「推進計画」という。）を定めるものとする。

- 2 推進計画は、男女が平等に共同参画する社会づくりを推進するための目標、施策の方向、行動指針その他重要な事項について定めるものとする。
- 3 推進計画は、必要に応じて見直すものとする。
- 4 区長は、推進計画を定め、又は変更したときは、これを公表するものとし、事業者及び区民の理解と協力を得るよう努めなければならない。
- 5 区長は、推進計画を定め、又は変更するときは、あらかじめ目黒区男女平等・共同参画審議会の意見を聴かななければならない。
- 6 区長は、推進計画を定め、又は変更するときは、あらかじめ事業者及び区民の意見を反映させるために適切な措置を講じなければならない。

（年次報告）

第9条 区長は、毎年、推進計画及び男女が平等に共同参画する社会づくりの推進に関する施策の進捗よく状況を目黒区男女平等・共同参画審議会に報告し、その意見を付けて、これを公表するものとする。

（推進施策）

第10条 区は、男女が平等に共同参画する社会づくりを推進するため、次に掲げる施策を行うものとする。

- (1) 区民、事業者、区の職員、教員等に対する意識啓発に関する施策
- (2) あらゆる教育及び学習の場における男女の平等と共同参画についての理解と認識を普及促進するための施策
- (3) 生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利が尊重される施策
- (4) 男女間及び家庭内のあらゆる暴力の根絶に向けた施策
- (5) 職場、学校、地域社会における性別による固定的な役割分担や差別的な取扱いの根絶に向けた施策
- (6) セクシュアル・ハラスメント（性的な言動によって、その言動を受けた個人の生活環境を害したり、その言動を受けた個人の対応により不利益を与えたりすることをいう。）の根絶に向けた施策
- (7) 男女が共に家庭生活と職業生活を両立するための施策
- (8) 少子高齢社会に対応した男女の平等な共同参画を推進するための施策
- (9) 政策決定及びあらゆる場の意思決定の過程における男女の平等な共同参画を推進するため施策
- (10) 社会のあらゆる分野における活動に参画する機会についての格差を是正する積極的な措置を推進するための施策
- (11) メディア・リテラシー（多様な情報伝達媒体からの情報を能動的に解釈し、批判する能力及び表現方法としてこれらを利用して発信する能力をいう。）を育成する施策
- (12) 前各号に掲げるもののほか、男女が平等に共同参画する社会づくりを推進するために必要な施策

（拠点施設）

第11条 区は、基本理念を実現するため、必要な調査研究、情報の収集等を行い、区民等が活動するための拠点施設を整備する。

（付属機関等の委員）

第12条 区の付属機関等の委員の構成は、男女別の委員の数が均衡するよう努めなければならない。

第3章 目黒区男女平等・共同参画審議会

(設置)

第13条 男女が平等に共同参画する社会づくりを推進するための施策を総合的かつ計画的に推進するため、区長の附属機関として目黒区男女平等・共同参画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第14条 審議会は、推進計画に係る男女が平等に共同参画する社会づくりの推進に関する施策について調査、企画、立案等を行い、区長に意見を述べることができる。

2 審議会は、区長の諮問に応じ、推進計画の評価、改定その他の重要事項について調査及び審議を行う。

3 審議会は、目黒区男女平等・共同参画オンブズの求めに応じて調査及び審議を行い、区長に意見を述べるすることができる。

4 審議会は、必要に応じて男女が平等に共同参画する社会づくりの推進に関して、区長に意見を述べるすることができる。

(組織)

第15条 審議会は、区長が委嘱する委員15人以内をもって組織し、男女いずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の6を超えてはならない。

(任期)

第16条 委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(会長及び副会長)

第17条 審議会に会長及び副会長各1人を置き、委員のうちから互選により定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(招集)

第18条 審議会は、会長が招集する。

(定足数及び表決数)

第19条 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

2 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(関係機関等への協力要請)

第20条 審議会は、必要に応じて、関係機関、事業者その他委員以外の者に対し、審議会の会議への出席、説明、意見又は資料の提出を求めることができる。

第4章 目黒区男女平等・共同参画オンブズ

(設置)

第21条 区長は、区民からの男女が平等に共同参画する社会づくりの推進を阻害する事項についての申出又は当該阻害する事項を起因とした人権の侵害等についての救済の申出等を、適切かつ迅速に処理するため、目黒区男女平等・共同参画オンブズ（以下「オンブズ」という。）を置く。

(申出の範囲)

第22条 区民がオンブズに申出ができる事項の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 区又は区が出資する法人等で区長が定めるものが行う施策で、男女が平等に共同参画する社会づくりの推進を阻害する事項又は阻害するおそれのある事項
- (2) 男女が平等に共同参画する社会づくりの推進を阻害する事項を起因とした人権を侵害する事項又は侵害するおそれのある事項
- (3) その他男女が平等に共同参画する社会づくりの推進を阻害する事項

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事項については、申出をすることができない。

- (1) 裁判所において係争中であるか、又は判決等のあった事項
- (2) 法令の規定により、不服申立て中であるか、又は裁決等のあった事項
- (3) 区議会等に請願、陳情等を行っている事項
- (4) オンブーズの行為に関する事項

(所掌事項)

第23条 オンブーズは、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 前条第1項の規定による申出に係る審査
- (2) 前条第1項第1号の規定による申出に基づく関係機関等に対する資料の提出、説明等の要求及び必要な是正の勧告、意見の表明等
- (3) 前条第1項第2号又は第3号の規定による申出に基づく関係者等に対する事情の聴取、資料の提出等の要請並びに必要な助言、指導、是正の要請及び意見の表明
- (4) 前条第1項の規定による申出のうち、区の男女が平等に共同参画する社会づくりの推進に重大な影響を及ぼす等の事項に係る審議会への調査及び審議の要求

(職務の遂行)

第24条 オンブーズは、独立してその職務を行う。

- 2 オンブーズは、前条に規定する是正の勧告又は要請、意見の表明及び前条第4号の規定による要求を行うときは、合議によりその決定を行う。
- 3 前項の場合において、議事に直接の利害関係を有するオンブーズは、その議事に加わることはできない。
- 4 オンブーズは、前条第4号の規定による要求を行う際には、申出者の同意を得るものとし、必要な意見を付けることができる。

(定数等)

第25条 オンブーズは、3人以内とし、男女が平等に共同参画する社会づくりの推進に深い理解と識見を有する者のうちから区長が委嘱する。

(任期)

第26条 オンブーズの任期は2年とし、補欠者の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(解嘱)

第27条 区長は、オンブーズが心身の故障により職務の遂行に堪えないと認めるとき又はオンブーズとして著しくふさわしくない行為があると認めるときは、これを解嘱することができる。

2 オンブーズは、任期の満了又は前項に定める場合以外は、その意に反して解嘱されない。

(守秘義務)

第28条 オンブーズは、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(報酬の額)

第 29 条 オンブーズの報酬の額については、目黒区付属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 31 年 12 月目黒区条例第 27 号）第 2 条の規定にかかわらず、目黒区非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 31 年 12 月目黒区条例第 28 号）別表に定める日額の限度額のうち特に高度な知識、経験又は資格を要する業務に従事する者について定められた額の範囲内で区長が定める額とする。

(オンブーズへの協力義務等)

第 30 条 区及び区が出資する法人等で区長が定めるものは、オンブーズの職務の遂行に関し、その独立性を尊重するとともに、オンブーズから出頭、説明、意見又は資料の提出を求められたときは、協力しなければならない。

2 事業者及び区民は、オンブーズの職務の遂行に協力するよう努めなければならない。

第 5 章 雑則

(委任)

第 31 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 4 章の規定は、規則で定める日から施行する。（平成 14 年 5 月 20 日から施行）

2 目黒区男女平等・共同参画推進計画改定までの経過

年 月 日	経 過
平成 21 年 10 月 29 日	平成 21 年度第 4 回男女平等・共同参画審議会 男女平等・共同参画審議会へ「目黒区男女平等・共同参画推進計画の改定にあたり、社会情勢の変化に対応した計画の修正等について」諮問
平成 21 年 11 月 9 日	平成 21 年度第 6 回男女平等・共同参画審議会小委員会
平成 21 年 12 月 12 日	平成 21 年度第 7 回男女平等・共同参画審議会小委員会
平成 22 年 1 月 9 日	平成 21 年度第 8 回男女平等・共同参画審議会小委員会
平成 22 年 1 月 26 日	平成 21 年度第 5 回男女平等・共同参画審議会
平成 22 年 2 月 10 日	平成 21 年度第 9 回男女平等・共同参画審議会小委員会
平成 22 年 3 月 10 日	平成 21 年度第 6 回男女平等・共同参画審議会
平成 22 年 3 月 25 日	男女平等・共同参画審議会から「目黒区男女平等・共同参画推進計画の改定にあたり、社会情勢の変化に対応した計画の修正等について」答申
平成 22 年 4 月 8 日	答申を政策決定会議報告
平成 22 年 5 月 24 日	平成 22 年度第 1 回人権・男女平等推進担当者会議
平成 22 年 6 月 18 日	平成 22 年度第 1 回人権関係実務担当者連絡会
平成 22 年 8 月 24 日	平成 22 年度第 2 回人権関係実務担当者連絡会
平成 22 年 10 月 6 日	平成 22 年度第 4 回男女平等・共同参画審議会
平成 22 年 10 月 22 日	平成 22 年度第 2 回人権・男女平等推進担当者会議
平成 22 年 11 月 5 日	目黒区男女平等・共同参画推進計画改定素案を政策決定会議了承
平成 22 年 11 月 15 日 ～ 12 月 14 日	パブリックコメント実施
平成 23 年 2 月 8 日	平成 22 年度第 5 回男女平等・共同参画審議会
平成 23 年 2 月 10 日	平成 22 年度第 3 回人権・男女平等推進担当者会議
平成 23 年 2 月 24 日	目黒区男女平等・共同参画推進計画を政策決定会議決定

3 目黒区男女平等・共同参画審議会委員名簿

◎会長 ○副会長

	氏名	任期	肩書き・選出団体等
学識経験者	岩田 拓朗	平成 20 年 6 月 1 日～	弁護士
	◎神尾 真知子	平成 20 年 6 月 1 日～	日本大学法学部教授
	○小出 誠	平成 20 年 6 月 1 日～	(株) 資生堂 経営企画部
	佐野 信子	平成 20 年 6 月 1 日～平成 22 年 5 月 31 日	立教大学コミュニティ福祉学部准教授
	鹿野 真美	平成 20 年 6 月 1 日～	弁護士、男女平等・共同参画センター法律相談員
	鈴木 淳子	平成 22 年 10 月 1 日～	慶應義塾大学文学部教授
区内関係団体	片渕 茂治	平成 20 年 6 月 1 日～	社団法人 目黒法人会
	藤本 豊彦	平成 21 年 4 月 1 日～	目黒区立中学校 P T A 連合会
	高階 明美	平成 20 年 6 月 1 日～平成 22 年 5 月 31 日	目黒区立小学校 P T A 連合会
	青柳 宏	平成 22 年 6 月 1 日～	
	西澤 澄江	平成 20 年 6 月 1 日～平成 22 年 5 月 31 日	目黒女性団体連絡会
	牛島 光恵	平成 22 年 6 月 1 日～	
	湯上 千春	平成 20 年 6 月 1 日～平成 22 年 5 月 31 日	目黒区男女平等条例を推進する会
	山形 洋子	平成 22 年 6 月 1 日～	
区内居住者	嵐 巖	平成 20 年 6 月 1 日～	区民（公募）
	内山 浩正	平成 20 年 6 月 1 日～	
	大本 郁子	平成 20 年 6 月 1 日～平成 22 年 5 月 31 日	
	小川 真子	平成 20 年 6 月 1 日～	
	田鍋 圭助	平成 22 年 6 月 1 日～	
	塚本 将子	平成 20 年 6 月 1 日～	

※ 名簿の敬称は、省略させていただきました。

4 男女平等・共同参画推進に向けての主なあゆみ

年	国連関係	国	東京都	目黒区
1975 (昭和50)	<ul style="list-style-type: none"> ・国際婦人年世界会議（メキシコシティ） ○「婦人の平等と開発と平和への婦人の寄与に関する1975年メキシコ宣言」採択 ○1976～85年の10年間を「国連婦人の10年」と宣言 ○「世界行動計画」採択 	<ul style="list-style-type: none"> ・総理府に「婦人問題企画推進本部」設置 「婦人問題企画推進会議」開催 ・総理府婦人問題担当室設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・国際婦人年婦人のつどい開催 	
1976 (昭和51)	<ul style="list-style-type: none"> ・「国際婦人の10年」のスタート 	<ul style="list-style-type: none"> ・民法改正（離婚後婚氏統稱制度の新設） 	<ul style="list-style-type: none"> ・都民生活局婦人計画課設置 	
1977 (昭和52)		<ul style="list-style-type: none"> ・国立婦人教育会館開館 ・国内行動計画策定 ○計画期間：昭和52～61年度 ・国内行動計画前期重点目標発表 		<ul style="list-style-type: none"> ・長期計画推進会議の下部組織に婦人担当者会議設置
1978 (昭和53)		<ul style="list-style-type: none"> ・総理府「婦人の現状と施策—国内行動計画に関する第1回報告書」発表 	<ul style="list-style-type: none"> ・東京都婦人問題会議答申「東京都行動計画策定に当たっての基本的な考え方と施策の方向性について」 ・婦人問題解決のための東京都行動計画策定 ○計画期間：昭和54～60年度 	
1979 (昭和54)	<ul style="list-style-type: none"> ・第34回国連総会で「女子差別撤廃条約」採択 			<ul style="list-style-type: none"> ・婦人問題担当設置 ・婦人問題懇話会設置
1980 (昭和55)	<ul style="list-style-type: none"> ・「国連婦人の10年」1980年世界会議（コペンハーゲン） ○サブテーマ「雇用・健康・教育」 ○女子差別撤廃条約署名式（57カ国） ○国連婦人の10年後半期行動プログラム採択 	<ul style="list-style-type: none"> ・「女子差別撤廃条約」に署名 		
1981 (昭和56)	<ul style="list-style-type: none"> ・ILO第156号条約（家族的責任を有する労働者条約）、第67回ILO総会で採択 	<ul style="list-style-type: none"> ・国内行動計画後期重点目標決定 		<ul style="list-style-type: none"> ・婦人問題懇話会提言
1982 (昭和57)			<ul style="list-style-type: none"> ・東京都婦人問題協議会答申「『国連婦人の10年』後半期における東京都婦人関係施策のあり方について」 	<ul style="list-style-type: none"> ・婦人総合計画策定
1983 (昭和58)			<ul style="list-style-type: none"> ・婦人問題解決のための新東京都行動計画「男女の平等と共同参加へのとうきょうプラン」策定 ○計画期間：昭和58～平成2年度 	
1984 (昭和59)		<ul style="list-style-type: none"> ・国籍における父母両系主義採用 		

年	国連関係	国	東京都	目黒区
1985 (昭和60)	<ul style="list-style-type: none"> ・「国連婦人の10年」最終年世界会議（ナイロビ）○2000年までに少なくとも1回の世界会議を開くことを決議 ○婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略（372項目）採択 	<ul style="list-style-type: none"> ・育児休業法成立（女子教育職員、看護婦、保母等のみ対象） ・民法一部改正（離婚時の氏使用可能等） ・国籍法、戸籍法、一部改正・施行（父系血統主義から父母両系血統主義へ） ・男女雇用機会均等法成立 	<ul style="list-style-type: none"> ・東京都婦人問題協議会報告「男女平等の社会的風土づくり」 	<ul style="list-style-type: none"> ・婦人問題に関する職員意識調査実施
1986 (昭和61)		<ul style="list-style-type: none"> ・「婦人問題企画推進有識者会議」開催 		
1987 (昭和62)		<ul style="list-style-type: none"> ・西暦2000年に向けての新国内行動計画 ○計画期間：昭和62～平成12年度 	<ul style="list-style-type: none"> ・東京都婦人問題協議会報告「21世紀へ向けての新たな展開」 	<ul style="list-style-type: none"> ・第1回目黒女性のつどい開催
1988 (昭和63)				<ul style="list-style-type: none"> ・婦人情報センター（仮称）建設決定 ・婦人問題に関する意識と実態調査実施
1989 (平成元)		<ul style="list-style-type: none"> ・パートタイム労働指針制定 	<ul style="list-style-type: none"> ・東京都婦人問題協議会報告「21世紀へ向け男女平等の実現をめざして」 	
1990 (平成2)	<ul style="list-style-type: none"> ・ナイロビ将来戦略に関する第1回見直しと評価に伴う勧告及び結論 		<ul style="list-style-type: none"> ・東京都女性問題協議会報告「21世紀へ向け女性問題解決のための新たな行動計画の策定について」 	
1991 (平成3)		<ul style="list-style-type: none"> ・西暦2000年に向けての新国内行動計画第一次改定 ○計画期間：平成3～7年度 ・育児休業法成立 	<ul style="list-style-type: none"> ・女性問題解決のための東京都行動計画「21世紀へ男女平等推進とくまのプラン」策定 ○計画期間：平成3～12年度 ・東京都男女平等推進基金設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・女性問題懇話会設置
1992 (平成4)		<ul style="list-style-type: none"> ・婦人問題担当大臣設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・財団法人東京女性財団設立 	<ul style="list-style-type: none"> ・女性政策課新設 ・女性情報センター開館 ・女性問題懇話会提言
1993 (平成5)	<ul style="list-style-type: none"> ・世界人権会議（ウィーン） 	<ul style="list-style-type: none"> ・パートタイム労働法成立 	<ul style="list-style-type: none"> ・東京都女性問題協議会報告「男女平等の社会的風土づくり」 	<ul style="list-style-type: none"> ・女性計画策定 ○計画期間：平成5～15年度
1994 (平成6)	<ul style="list-style-type: none"> ・世界人口・開発会議（カイロ） ○リプロダクティブ・ヘルス/ライツを打ち出した行動計画を採択 	<ul style="list-style-type: none"> ・総理府男女共同参画室設置 		<ul style="list-style-type: none"> ・女性計画推進委員会設置
1995 (平成7)	<ul style="list-style-type: none"> ・第4回世界女性会議（北京） ・行動綱領採択 	<ul style="list-style-type: none"> ・育児・介護休業法成立（介護休業制度を法制化。平成11年からは休業の制度化が事業主の義務） 	<ul style="list-style-type: none"> ・東京都女性問題協議会報告「都政における男女平等施策の新たな展開に向けて」 ・東京ウィメンズプラザ開館 	
1996 (平成8)		<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画2000年プラン ○計画期間：平成12年度まで 		

年	国連関係	国	東京都	目黒区
1997 (平成9)		<ul style="list-style-type: none"> ・男女雇用機会均等法改正（一部を除き平成11年4月1日施行、差別解消努力義務から差別禁止規定へ、セクハラ防止、ポジティブ・アクションへの対応） ・労働基準法一部改正（女性の時間外・休日労働、深夜業規制を解消等） ・育児・介護休業法一部改正（労働者の深夜業制限の制度創設） 	<ul style="list-style-type: none"> ・東京都女性問題協議会報告「男女が平等に参画するまち東京」 	<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画懇話会設置 ・区民意識・実態調査実施
1998 (平成10)		<ul style="list-style-type: none"> ・「婦人週間」を「女性週間」に変更 	<ul style="list-style-type: none"> ・男女平等推進のための東京都行動計画「男女が平等に参画するまち東京プラン」策定 ○計画期間：平成10～19年度 ・東京都女性問題協議会報告「男女平等参画の推進に関する条例の基本的な考え方について」 	<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画懇話会答申
1999 (平成11)		<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画社会基本法成立・施行 		<ul style="list-style-type: none"> ・男女平等推進計画策定 ○計画期間：平成11～20年度 ・男女平等推進委員会設置
2000 (平成12)	<ul style="list-style-type: none"> ・国連特別総会「女性2000年会議」（ニューヨーク） 	<ul style="list-style-type: none"> ・「男女共同参画基本計画」 ○計画期間（施策）：平成13～17年度 	<ul style="list-style-type: none"> ・東京都男女平等参画基本条例成立・施行 	<ul style="list-style-type: none"> ・人権政策課に名称変更 ・男女平等推進委員会提言
2001 (平成13)		<ul style="list-style-type: none"> ・内閣府男女共同参画局設置 ・配偶者暴力防止法成立 	<ul style="list-style-type: none"> ・東京都男女平等参画審議会答申「男女平等参画のための東京都行動計画の基本的考え方」 	<ul style="list-style-type: none"> ・男女平等参画懇話会設置、答申
2002 (平成14)			<ul style="list-style-type: none"> ・男女平等参画のための東京都行動計画「チャンス&サポート東京プラン2002」策定 ○計画期間：平成14～18年度 ・配偶者暴力相談支援センター業務を開始 ・財団法人東京女性財団解散 	<ul style="list-style-type: none"> ・「男女が平等に共同参画する社会づくり条例」制定 ・男女平等・共同参画審議会設置 ・男女平等・共同参画オンブズ設置 ・男女平等・共同参画に関する意識実態調査実施（対象2,000人）
2003 (平成15)		<ul style="list-style-type: none"> ・次世代育成支援対策推進法成立 	<ul style="list-style-type: none"> ・東京都男女平等推進基金廃止 	<ul style="list-style-type: none"> ・男女平等・共同参画審議会答申
2004 (平成16)		<ul style="list-style-type: none"> ・配偶者暴力防止法一部改正（暴力に精神的暴力を含め、対象に元配偶者も含める、子への接近禁止命令を可能に） ・育児・介護休業法一部改正（対象者の拡大、育休期間延長、介護休業の取得回数制限の緩和、子の看護休暇創設） 	<ul style="list-style-type: none"> ・東京都男女平等参画審議会調査審議報告「配偶者暴力に関する被害実態の把握・分析及び対策について」 	<ul style="list-style-type: none"> ・男女平等・共同参画推進計画策定 ○計画期間：平成16～22年度 ・男女平等・共同参画に関する意識調査実施（対象1,500人）
2005 (平成17)	<ul style="list-style-type: none"> ・国連「北京+10」世界閣僚級会合（ニューヨーク） 	<ul style="list-style-type: none"> ・「男女共同参画基本計画（第2次）」 ○計画期間（施策）：平成18～22年度 	<ul style="list-style-type: none"> ・「次世代育成支援東京都行動計画」策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・男女平等・共同参画に関する意識調査実施（対象1,500人）

年	国連関係	国	東京都	目黒区
2006 (平成18)		<ul style="list-style-type: none"> ・男女雇用機会均等法改正（男女双方に対する差別の禁止、間接差別の禁止、妊娠・出産等を理由とする不利益取扱いの禁止、セクハラ対策の措置義務化） 	<ul style="list-style-type: none"> ・「東京都配偶者暴力対策基本計画」策定 ○計画期間：平成18～20年度 ・東京都男女平等参画審議会答申「男女平等参画のための東京都行動計画の改定にあたっての基本的考え方について」 	<ul style="list-style-type: none"> ・男女平等・共同参画に関する意識調査実施（対象1,500人）
2007 (平成19)		<ul style="list-style-type: none"> ・「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定（仕事と生活の調和推進官民トップ会議） ・配偶者暴力防止法一部改正（生命等に危険が及ぶ脅迫を対象とした、裁判所による被害者に対する禁止行為命令の拡充等） ・パートタイム労働法一部改正（均衡のとれた待遇の確保の促進、通常の労働者への転換の推進等） 	<ul style="list-style-type: none"> ・男女平等参画のための東京都行動計画「チャンス&サポート東京プラン2007」策定 ○計画期間：平成19～23年度 	<ul style="list-style-type: none"> ・男女平等・共同参画に関する意識実態調査実施（対象2,500人）
2008 (平成20)		<ul style="list-style-type: none"> ・労働基準法一部改正（時間外労働の削減、年次有給休暇の有効活用） ・次世代育成支援対策推進法一部改正（行動計画の公表及び従業員への周知の義務化、行動計画の届出義務企業の拡大） ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針」改定 		<ul style="list-style-type: none"> ・男女平等・共同参画に関する意識調査実施（対象1,500人） ・職員の男女平等・共同参画に関する意識調査実施
2009 (平成21)	<ul style="list-style-type: none"> ・女子差別撤廃委員会が第6回日本審査の総括所見発表 	<ul style="list-style-type: none"> ・育児・介護休業法一部改正（子育て期間中の働き方の見直し、父親も子育てができる働き方の実現、仕事と介護の両立支援等） 	<ul style="list-style-type: none"> ・「東京都配偶者暴力対策基本計画」改定 ○計画期間：平成21～23年度 	<ul style="list-style-type: none"> ・男女平等・共同参画に関する意識調査実施（対象1,500人）
2010 (平成22)	<ul style="list-style-type: none"> ・国連「北京+15」記念会合（ニューヨーク） ○「宣言」採択 	<ul style="list-style-type: none"> ・「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」改定（仕事と生活の調和推進官民トップ会議） ・「第3次男女共同参画基本計画」 ○計画期間（施策）：平成23～27年度 		<ul style="list-style-type: none"> ・男女平等・共同参画審議会答申 ・男女平等・共同参画に関する意識調査実施（対象1,500人）
2011 (平成23)				<ul style="list-style-type: none"> ・男女平等・共同参画推進計画改定 ○計画期間：平成23～27年度

5 平成22年度目黒区男女平等・共同参画に関する意識調査の概要

[1] 調査の目的

この調査は、男女平等・共同参画に関する区民の意識を把握し、今後の関係施策を推進するための基礎資料を得ることを目的とする。

[2] 調査方法と回収状況

- (1) 調査地域 目黒区全域
- (2) 調査対象 目黒区在住の18歳以上の男女個人
- (3) 対象者数 1,500人（女性750人、男性750人）
- (4) 抽出方法 住民基本台帳を基に層化無作為抽出
- (5) 調査方法 郵送配布－郵送回収
- (6) 調査期間 平成22年4月26日（調査票発送）～5月25日（返送締め切り）
- (7) 調査実施機関 目黒区総務部人権政策課
- (8) 回収状況

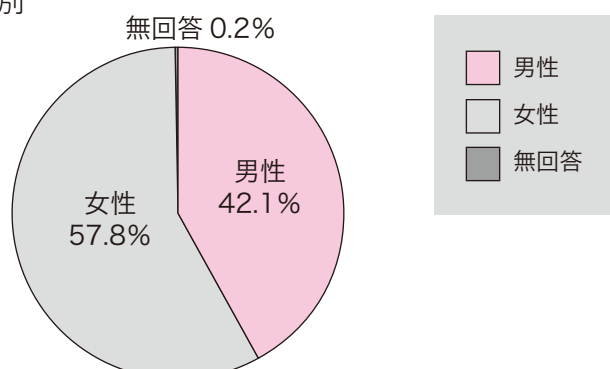
	標本数	有効回収数	有効回収率
総数	1,500	606	40.4%
女性	750	350	46.7%
男性	750	255	34.0%
性別無回答	—	1	—

[3] 調査の内容

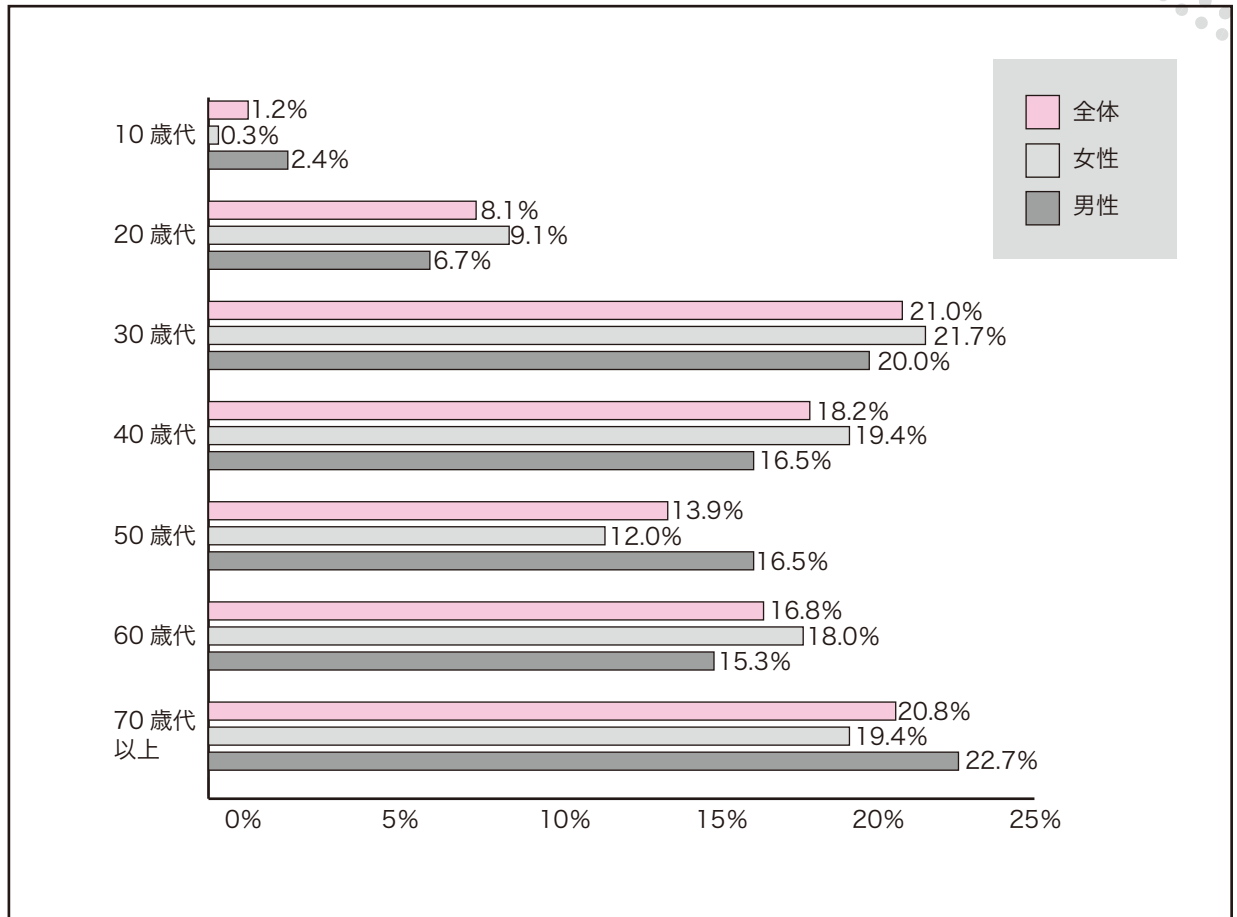
- (1) 男女平等に関する意識
- (2) 男女平等教育
- (3) 人権
- (4) 家庭生活
- (5) 男女平等・共同参画施策

[4] 回答者のプロフィール

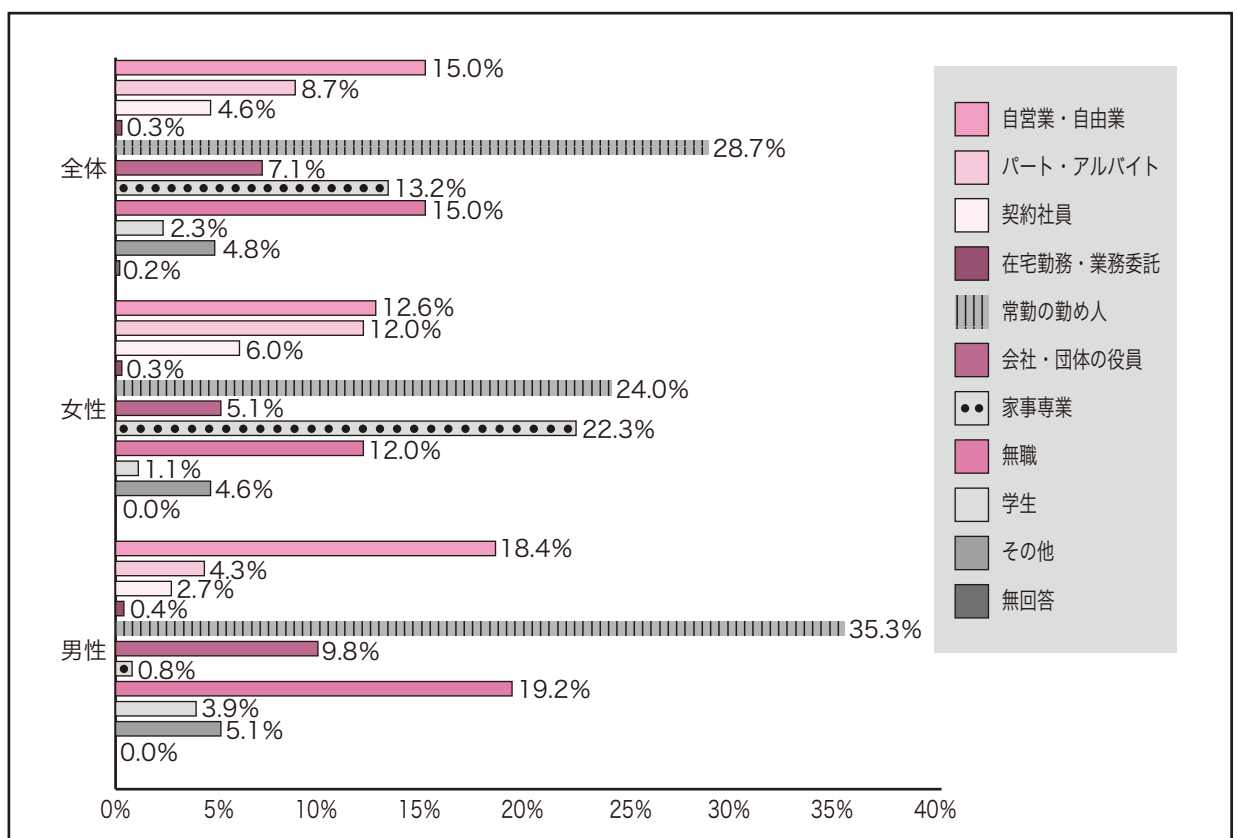
(1) 性別



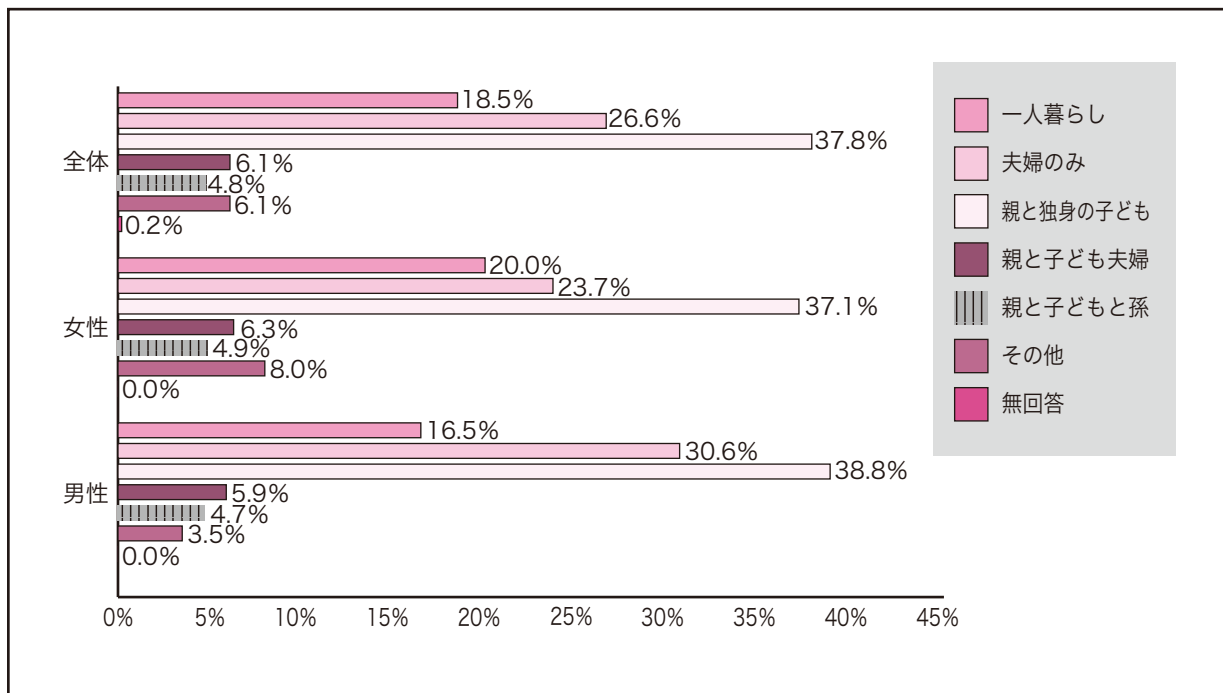
(2) 年齢



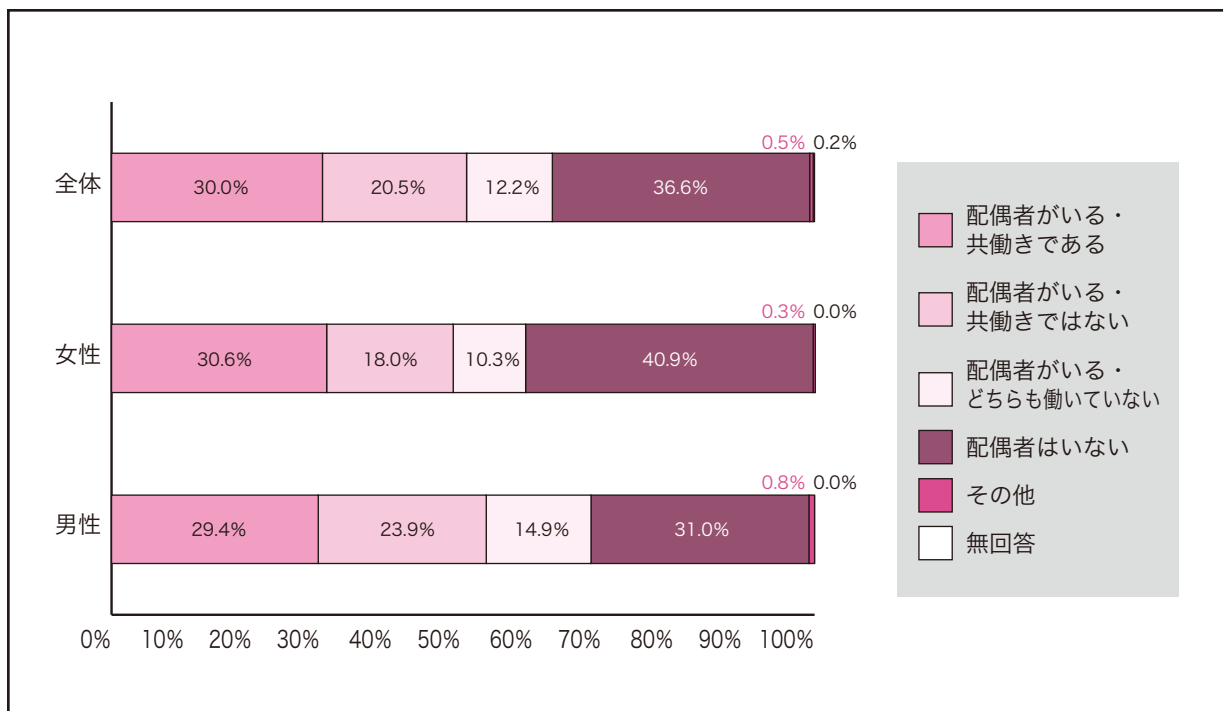
(3) 職業



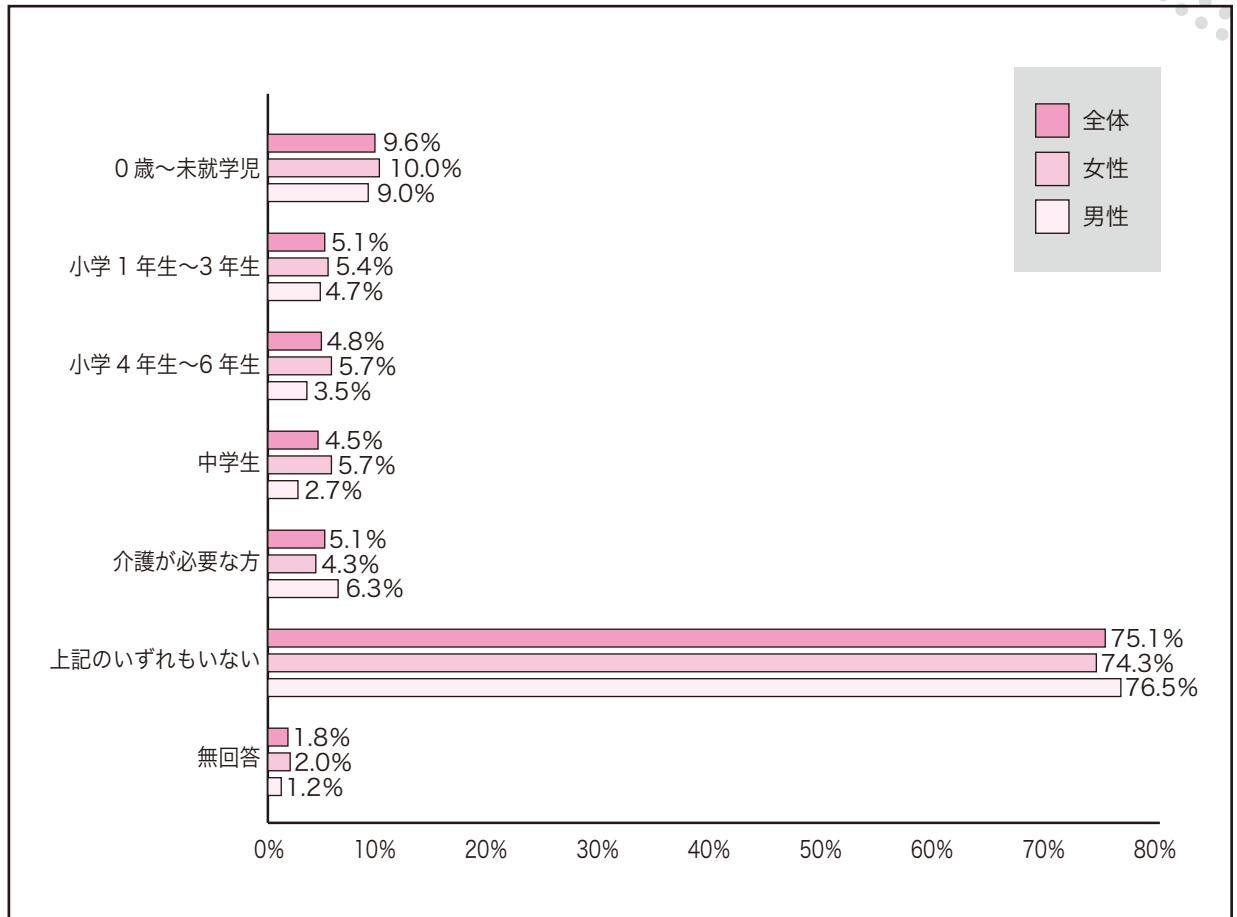
(4) 世帯構成



(5) 配偶者の有無と働き方



(6) 子どもと介護の必要な方の有無



目次

前文

第一章 総則（第一条—第十二条）

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第十三条—第二十条）

第三章 男女共同参画会議（第二十一条—第二十八条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（男女の人権の尊重）

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
- 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

（都道府県男女共同参画計画等）

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
- 二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（施策の策定等に当たっての配慮）

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

（国民の理解を深めるための措置）

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

（苦情の処理等）

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

（調査研究）

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努め

るものとする。

(国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
 - 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。
- 3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。
- 4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法（平成九年法律第七号）は、廃止する。

(経過措置)

第三条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法（以下「旧審議会設置法」という。）

第一条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第二十一条第一項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第四条第一項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第二十三条第一項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第二項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第四条第二項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第五条第一項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第三項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第二十四条第一項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第三項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

(総理府設置法の一部改正)

第四条 総理府設置法（昭和二十四年法律第二百二十七号）の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

附 則〔平成一一一年七月一六日法律第一〇二号抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日〔平成一三年一月六日〕から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 〔略〕

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定
公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者（任期の定めのない者を除く。）の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一～十 〔略〕

十一 男女共同参画審議会

十二～五十八 〔略〕

(別に定める経過措置)

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則〔平成十一年一月二二日法律第一六〇号抄〕

(施行期日)

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。〔後略〕

7 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律

平成十三年四月十三日法律第三十一号

目次

前文

第一章 総則（第一条・第二条）

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等（第二条の二・第二条の三）

第二章 配偶者暴力相談支援センター等（第三条―第五条）

第三章 被害者の保護（第六条―第九条の二）

第四章 保護命令（第十条―第二十二條）

第五章 雑則（第二十三条―第二十八条）

第六章 罰則（第二十九条・第三十条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようとしている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第一章 総則

（定義）

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

（国及び地方公共団体の責務）

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

(基本方針)

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項
- 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項
- 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
- 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
- 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第二章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関

を紹介すること。

二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。

三 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条及び第八条の三において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。

六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

（婦人相談員による相談等）

第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

（婦人保護施設における保護）

第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第三章 被害者の保護

（配偶者からの暴力の発見者による通報等）

第六条 配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。）を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

（配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等）

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

（警察官による被害の防止）

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法（昭和二十

九年法律第百六十二号)、警察官職務執行法(昭和二十三年法律第百三十六号)その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第八条の二 警視總監若しくは道府県警察本部長(道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。)又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第八条の三 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)に定める福祉に関する事務所(次条において「福祉事務所」という。)は、生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)、母子及び寡婦福祉法(昭和三十九年法律第百二十九号)その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所等都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第四章 保護命令

(保護命令)

第十条 被害者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫(被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。))を受けた者に限る。以下この章において同じ。)が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力(配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。)により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力(配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。)により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。)に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申

立ての時に被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠として
いる住居を除く。以下この号において同じ。）その他の場所において被害者の身辺につきまとい、
又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。

二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としていた住居から退去す
ること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。

2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所
は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者
に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経
過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるも
のとする。

一 面会を要求すること。

二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。

四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシ
ミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。

五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装
置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。

六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り
得る状態に置くこと。

七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を
害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

3 第一項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに
第十二条第一項第三号において単に「子」という。）と同居しているときであって、配偶者が幼年
の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居
している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認め
るときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てによ
り、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生
じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該
子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としていた住居を除く。以下この項において同じ。）、就学
する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他
その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が
十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接
な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次
項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は
乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会
することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定に
よる命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加

えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいはしてはならないことを命ずるものとする。

- 5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。

（管轄裁判所）

第十一条 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

- 2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

- 一 申立人の住所又は居所の所在地
- 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

（保護命令の申立て）

第十二条 第十条第一項から第四項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

- 一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
- 二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時の事情
- 三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時の事情
- 四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時の事情
- 五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項
 - イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称
 - ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所
 - ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容
 - ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

- 2 前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

（迅速な裁判）

第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

(保護命令事件の審理の方法)

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第十二条第一項第五号イから二までに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

(保護命令の申立てについての決定等)

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。

3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視総監又は道府県警察本部長に通知するものとする。

4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イから二までに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。

5 保護命令は、執行力を有しない。

(即時抗告)

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。

3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。

4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。

5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければな

らない。

7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。

8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

(保護命令の取消し)

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。

3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。

(第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て)

第十八条 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にある場合は、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法（平成八年法律第九号）の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者（次項において「職務関係者」という。）は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

- 一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用（次号に掲げる費用を除く。）
- 二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護（同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）に要する費用
- 三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用
- 四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護（市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

- 2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。
- 一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの
 - 二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

第六章 罰則

第二十九条 保護命令に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第十二条第一項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第七条、第九条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

（検討）

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

（民事訴訟費用等に関する法律の一部改正）

第四条 民事訴訟費用等に関する法律（昭和四十六年法律第四十号）の一部を次のように改正する。

[次のよう略]